

真岡市観光デジタル配信広告及び分析委託業務
公募型 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、真岡市(以下「本市」という。)への観光客入込数の増加を図るためデジタル広告配信及び分析業務を委託するのに最も適した事業者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名 真岡市観光デジタル広告配信及び分析委託業務

(2) 業務内容 「真岡市観光デジタル広告配信及び分析委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間 令和7年8月1日(金)から令和8年2月13日(金)まで

(4) 提案限度額 1,320,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※広告費、打合せ、その際の交通費など、提案した支援業務委託に関わる全ての費用を含むものとする。

※追加提案を行う場合、追加提案実現に要する費用も含めて、提案限度額内に収めること。

(5) 担当部署及び問合せ先

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

真岡市産業部商工観光課観光係 担当：原村・前田

TEL：0285-83-8135(直通) FAX：0285-83-0199

E-mail：syoukou@city.moka.lg.jp

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 真岡市暴力団排除条例(平成24年条例第32号)第2条第1号又は第6条に規定に該当する者でないこと。

4 参加に関する留意事項

(1) 参加事業者は、提案書の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提案に関して必要な費用は、事業者の負担とする。

(3) 提案した内容は、事業者が実現を約束したものとする。

(4) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。採用、不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できることとする。

- (5) 事業者から実施要領に基づき提出される書類は、企画提案書類の提出期限内に限り変更することができる。提出期限以降は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず提案書の返却はしない。
- (6) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、真岡市情報公開条例に基づき、提案書を公開することがある。

5 失格要件

参加する意思がある旨の「プロポーザル参加表明書（様式2）」を提出してから契約者が決定されるまでの間に、事業者が次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (2) 一つの参加事業者が複数の提案を行った場合
- (3) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
- (4) 参加表明書又は提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 参加事業者が不渡手形または、不支度小切手を出した場合
- (6) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 著しく信義に反する行為があった場合

2 前項の場合、その理由を付して文書で通知するものとする。

6 スケジュール ※スケジュールについては、変更する場合がある。

内容	日時
実施要領等の公表	令和7年5月30日（金）
質問書受付（質疑受付）	令和7年6月6日（金）15時必着
質問回答書の公表（質疑回答）	令和7年6月13日（金）
参加表明書の提出期限	令和7年6月20日（金）15時必着
企画提案書類の提出期限	令和7年6月27日（金）15時必着
プレゼンテーション（予定）	令和7年7月9日（水）
審査結果の通知・公表	令和7年7月16日（水）
契約協議、契約締結	令和7年7月下旬
履行期間	令和7年8月1日（金）～令和8年2月13日（金）

7 質疑書の受付・回答

- (1) 提出方法 参加事業者は、「質問書（様式1）」により、質問内容を簡潔にまとめ、ファックス又はEメールで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うこと。
- (2) 提出期限 令和7年6月6日（金）15時まで

(3) 提出先 真岡市産業部商工観光課観光係
 TEL：0285-83-8135 FAX：0285-83-0199
 E-mail：syokou@city.moka.lg.jp

(4) 回答方法 質疑に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和7年6月13日（金）に真岡市ホームページにおいて公表する。なお、質問回答書は、本実施要領の追加または修正として実施要領と同様に取り扱うものとする。

8 参加表明書等の作成、提出

(1) 提出方法 事業者は、下記(2)提出書類を作成のうえ、持参または郵送により提出する。※郵送の場合は一般書留、簡易書留又は特定記録のいずれかとする。

(2) 提出物 ①参加表明書（様式2） 1部
 ②企業概要書 1部
 企業理念（経営方針）、企業年月日、従業員数、資本金、事業内容
 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可

(3) 提出期限 令和7年6月20日（金）15時必着

(4) 提出先 真岡市産業部商工観光課観光係
 〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地
 TEL：0285-83-8135 FAX：0285-83-0199
 E-mail：syokou@city.moka.lg.jp

9 企画提案書等の作成、提出

(1) 提出方法 仕様書に基づいて企画提案書等を作成のうえ、持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は一般書留、簡易書留又は特定記録のいずれかとする。

(2) 提出期限 令和7年6月27日（金） 15時必着

(3) 提出書類 参加者が提出する書類は次頁に示すものとする。

提出書類 (②以外は 各1部)	① 企画提案書（添書）（様式3） ※代表者印を押印すること ② 企画提案書(任意様式) 8部 1 基本コンセプト 2 デジタル広告の有効性 3 デジタル広告の独創性 4 デジタル広告の確実性 5 追加提案（任意） ※表題「真岡市観光デジタル広告配信及び分析委託業務公募型プロポーザル企画提案書」及び提案者名を記載した表紙をつけること。 ※様式は任意とするが、A4サイズ（縦・横は自由）で作成すること。図面等でA3サ
-----------------------	---

	<p>イズの資料を添付する場合は A4 サイズに折りたたんで綴りこむこと。 ※専門用語等の知識がない者に対しても、内容が理解できるものとする事。 ※次の事項について記載すること。</p> <p>③見積書（様式 4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に沿って自らの提案を実施する場合の見積金額（消費税込み）について、提案額と追加提案額を分けて記載すること。できるだけ詳細な内訳書（任意様式）を添付すること。
--	--

(3) 提出先 真岡市産業部商工観光課観光係

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

TEL: 0285-81-8135 FAX: 0285-83-0199

E-mail: syoukou@city.moka.lg.jp

10 参加辞退について

参加意思を表明した事業者について、参加辞退を行う場合には参加辞退届（様式5）を提出すること。参加辞退届の提出後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

11 審査、優先交渉権者の選定

(1) 選定委員会

ア 優先交渉権者の選定を行う委員会は「真岡市観光デジタル広告配信及び分析委託業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とする。

イ 選定委員会は真岡市職員で構成する。

ウ 選定委員会会議は非公開とする。

(2) 審査方法等

ア 審査基準

別表「真岡市観光デジタル広告配信及び分析委託業務審査基準」のとおり

イ プレゼンテーション

プレゼンテーションの時間は20分以内とし、出席者は3名以内とする。

プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書等の内容について説明すること。

パソコン、プロジェクター等の機材は使用可能。（パソコンについては参加事業者で用意すること。）説明の後、委員からの質問に、簡潔に回答すること。質疑の時間は10分以内とする。

※プレゼンテーションの場所、集合時間等については、別途通知する。

ウ 候補者の選定方法

審査にあたっては、選定委員会の委員が企画提案書、プレゼンテーション及び見積書を元に評価する。

- ① 選定員会では、上記（イ）による評価総合点が最も高いものを契約候補者として選定する

- ② 最高点の者が複数の場合は、見積書金額が最も安価な物を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は当初見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された価格提案書のコ額が最も安価な物を契約候補者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点を選定委員会の別途定める点数未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の契約限度額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1 2 選定結果の通知・公表

選定結果については真岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果についての意義申し立ては受け付けない。

1 3 契約交渉

契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。また、参加事業者が1者であっても審査を実施し、選定委員会においてその提案内容が選定基準を満たすと認められる場合は、その事業者と協議を行う。

1 4 その他留意事項

本実施要領に定めのない事項又は本実施要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

別表 真岡市デジタル広告配信及び分析委託業務審査基準

書類審査

審査項目	配点
類似業務の実績	
過去5年間の真岡市または他の地方公共団体からの同種・同様の事業の実績	20
経費の妥当性	
配点×(1-(見積金額-最低見積額/最低見積額)小数点第一位を四捨五入)	30
合計	50

提案内容審査(選定委員評定項目)

審査項目	配点	
基本コンセプト		
<ul style="list-style-type: none"> ターゲットに確実に訴求でき、興味を引くものか。 ターゲットを意識した提案がされているか。 	15×5人	75
デジタル広告の有効性		
<ul style="list-style-type: none"> ターゲットに効果的なデジタル広告がなされているか。 デジタル広告について、真岡市の観光への認知拡大及び興味関心の向上に寄与し、来訪拡大につながる見込みがあるか。 真岡市の観光客入込数増加へつながる分析業務への提案がなされているか。 	40×5人	200
デジタル広告の独創性		
<ul style="list-style-type: none"> 創意工夫をこらした具体的かつ効果的な内容が示されているか。 	10×5人	50
デジタル広告の確実性		
<ul style="list-style-type: none"> デジタル広告に対する効果が期待できるか。 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があるか。 	20×5人	100
追加提案		
<ul style="list-style-type: none"> 有効性のある追加の提案が含まれているか。 	5×5人	25
合計	450	
書類審査と提案内容審査の合計	500	

◆総計

書類審査評価点50点+審査員一人当たり持ち点90点×審査員5名=500点